

特別企画

戦後80年特別座談会



- 【開催日】 2025年8月27日(水)
【時刻】 13:30(15:15)
【開催場所】 防衛研究所戦史研究センター (F1棟3階特別会議室)

【参加者】

- 波多野 澄雄 国立公文書館アジア歴史資料センター長
細谷 雄一 慶應義塾大学法学部教授
楠 綾子 国際日本文化研究センター教授
庄司 潤一郎 防衛研究所 研究顧問
立川 京一 防衛研究所 戦史研究センター長
中島 信吾 防衛研究所 戦史研究室長(司会)

中 島 本日はお忙しいなかお集まりくださりまして、ありがとうございます。今年は第二次世界大戦が終わりましてから丁度80年です。また、くしくも防衛研究所戦史研究センターの前身であります戦史室創設から70年の節目の年に当たっています。そこで本日は「第二次世界大戦の終結から見る東アジアの戦後秩序と安全保障」と題しまして座談会を開催させていただきます。それではまずは、今回の座談会の趣旨につきまして、戦史研究センター長の立川から、説明を行います。

立 川 まずは、議論全体の枠組みについてお話ししたいと思います。今回の出発点として、現在の日本を取り巻く安全保障環境が、第二次世界大戦以来の歴史認識や国際秩序像をめぐる議論と密接に関わりながら変容してきているという問題意識があります。現在、国際情勢の不確実性が増すなか、東アジアの安全保障は、軍事的緊張を伴う深刻な状況を迎えつつあるわけですが、まさにそうした緊張状態の中心にある中国・ロシア両国は、第二次世界大戦以来の歴史的文脈に依拠することで、既存の秩序を相対化しつつ自らの正統性を主張しています。例えば、ロシアはヤルタ協定を、中国はカイロ会談をそれぞれ戦後秩序の起点に置きつつ、ドイツや日本を非難しているのはその表れといえましょう。すなわち、第二次世界大戦とその終結、さらには戦後秩序の形成に至る歴史そのものが、安全保障環境の変容と連動する重要な問題として浮上してきているのです。

我が国について考えますと、先の大戦において主要な相手であった米国は戦後秩序形成において大きな役割を果たしました。そこで日本は米国が主導するサンフランシスコ講和条約を起点として戦後秩序に参加し、戦後処理を出発点

にアジア諸国との関係を構築してきたといえます。他方で、安全保障の観点からいいますと、戦前と戦後の連続性という観点も欠かせません。戦前の日本の安全保障は、台湾・朝鮮半島を植民地とする帝國的な秩序に基づいていました。一方、戦後東アジアの安全保障環境は、いわば前線にあたる台湾や朝鮮半島が、日本に代わる秩序の担い手となった米国のハブ＆スポークスに支えられることで、引き続き日本の安全保障を担保する形となりました。東アジアの国際秩序と安全保障を考えるうえで、こうした戦前・戦後の連続性という視点は併せて論じる必要があるかと思われま

す。以上のような観点に立ち、本座談会では、戦後1980年の今、将来への展望を歴史的に提起するべく、現在の東アジアの秩序と安全保障がいかに形成されたのか、第二次世界大戦の終結を起点としつつ、それ以前の時代も射程に収め、かつ国際関係や日本の近現代史、また戦後処理を含む戦後外交などの多角的観点から、議論いただければと考えております。

安全保障からみる日本の戦前と戦後

中 島 いま、立川センター長から提示いただいた論点に基づいて考えますと、やはり日本の安全保障という観点から戦後80年を振り返るとしたときにまず重要になるのが、日本にとって決定的転換点となった1945年8月をまたぐ視点のように思われます。つまり戦前あるいは戦時と戦後を通して見たときに、日本の安全保障のあり方や考え方がどのように推移したのか、或いは連続性を見出すことができるのか、ということ立ち返って考える必要があるのではないのでしょうか。とりわけ終戦までの日本の国防政策という視点からいかがでしょうか。

波多野 戦時から終戦までということですが、私はむしろ遡って明治の日本の安全保障或いは防衛という観点から考える必要があると思います。明治以来の日本の国防或いは安全保障の前提にあったのは、国の発展の方向として海に向くか大陸に向くかという問題であり、これが凡そ日露戦争の頃まで海に向いていました。そのため、海を防衛する海洋国家として、国防論は防守自衛でした。ところが、日露戦争で満州に橋頭保を作ったことによって、大陸国家としての国防に段々と踏み出していったわけです。

それ以後、1907年の帝国防帝国方針に象徴されるように、大陸において攻勢を取ることによって安全を保障するという攻勢国防の考え方が、日本の安全保障の方針として第二次世界大戦まで続き、その一方で海洋国家というコンセプトに基づく防守自衛は、二次的な地位に置かれることとなったのです。

この大陸国家としての攻勢国防の方針と重なるのが、1890年の第一回帝国議会における山縣有朋の主権線・利益線演説でした。演説にお



波多野澄雄 (国立公文書館アジア歴史資料センター長)

慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了、博士(法学)。防衛研修所戦史部勤務を経て、筑波大学教授、同副学長などを歴任し、現職には2014年に就任。専門は日本政治外交史。主な著作に『サンフランシスコ講和と日本外交』(吉川弘文館、2024年)ほか。

いて山縣は、主権線である日本本土に対して朝鮮半島を利益線とし、日本の安全保障の要は朝鮮半島であると主張しました。この山縣の演説は、攻勢国防と重なり、大陸国防の中心軸は朝鮮半島だという考えに繋がります。当時、朝鮮半島は列国が競合して勢力を競い合う場となっていたため、日本からみた朝鮮半島の安全とは何かというと、中立の状態にあることが望ましいとされました。山縣も、利益線は朝鮮半島の中立によると述べています。ところがその後の日本は、朝鮮半島を併合することで安定と平和を保てるのだ、という考え方に転じました。そして、満洲、中国大陸に勢力を伸ばすことこそが日本本土の防衛にもなる、という考え方が定着していきます。つまり、外征軍が大陸において勢力を拡大し、安全保障の中心となることによって日本本土を守れるのだ、という考えです。実際、大陸に駐留する外征軍の規模がどんどん拡大する一方で、日本本土を守るための軍力はあまり伸びませんでした。これは太平洋戦争まで続いて、最終的には東南アジアまで勢力を伸ばすことになりました。

中島 太平洋戦争は、いわば明治以来の日本の国防方針を突き詰めて拡大した形だったわけですね。そうすると、戦争の終結はどのような作用をもたらしたのでしょうか。

波多野 大陸における攻勢国防という考え方は、太平洋戦争の終結によって消滅しました。そうすると次は何が国防の中心となるか、という問題になります。戦後、連合国の占領が終わると、日本の防衛はアメリカの下での日米安保条約によって保障されるのですが、そのみならず、従来日本が担っていた満州、朝鮮半島、大陸における防衛・安全保障の役割も、アメリ

カがとって代わることになりました。そうなる
と終戦まで担っていた防衛・国防をアメリカに
預けた日本では、近代以来の地政学的な思考が
衰えてしまいました。そのため、日本の国土を
守るために、どれだけの規模の軍事力が必要な
のか、或いはどのように守ればいいのかという
論議が政治の場において全く進みませんでした。
それが、70年代になって防衛計画も策定される
などようやく議論されるようになってきたとい
う、そのような変遷をしてきたのだと思います。

中 島 戦前、明治から遡りまして、戦後ま
で一気にお話しいただきました。戦前期を俯瞰
した国防の議論ということですが、庄司先生は
いかがお考えでしょうか。

庄 司 まず、波多野さんが述べられたこと
について一つ述べておきますと、近代以来の日本
の安全保障と外交の争点として、海洋国家か
大陸国家かという問題と同時に、もう一つ、ユー
ラシア大陸の端にある島国という日本の地勢的
な特徴に基づく、アジアなのか欧米なのか、と
いう問題があります。入江昭先生は、近代日本
の外交において、安全保障と貿易という実利的
理念のほかには、「東と西」、すなわちアジアか
ヨーロッパかといった思想があっただけだと指
摘しています。これは、古くて新しい問題であ
り、今でも続いているのではないのでしょうか。

さて、戦前と戦後の安全保障ということですが、
まず戦前において、日米交渉が頓挫した最大
の理由が何かというと結局、大陸からの撤兵
なのです。大陸からの撤兵を陸軍が承諾しな
いため、近衛文麿は内閣を投げ出し東条内閣に
なって開戦ということになった。つまり、これ
は大陸からの脅威に対応するところから、
大陸での権益を守るということに肥大化した、

大陸をめぐる近代の日本の安全保障を守ろうと
したわけです。

そこで興味深いのが、昭和20年の6月の最
後の戦争指導大綱です。ここでは、聖戦の目的、
大東亜戦争の目的は、国体護持と皇土保衛であ
るとしていました。ここでいわれる「皇土」と
はほぼ本土を指しており、陸軍はそれを呑みま
す。結局、その後の陸軍は一貫して国体護持と
自主的な武装解除等々に拘る一方で、大陸での
権益や安全保障を担保するという、日米交渉の
ときに彼らが最後まで拘っていた問題について
は全く関心を示しませんでした。つまり、戦争
末期の当時において、日本の中枢には大陸から
の脅威にどう備えるかという問題はもはや眼中
になく、最低限、国体と皇土を守れば良いとい
うことになったわけです。大東亜戦争に敗北し
つつある状況とはいえ、近代以来常に考えてい
た大陸からの脅威に対応することから、最低限
の条件として本土だけ防衛するということにな
ったのは、日本の指導者にとって極めて大き
な発想の転換であったかと思えます。

ではどうやって大陸からの脅威から守るのか
という、戦後は確かにアメリカが肩代わりし
たわけですが、それにしても決して終戦時に確
認されていたわけではありませんでした。です
から、朝鮮戦争勃発時にアメリカの不介入を不
安視していた吉田茂は、同国の参戦を聞いて非
常に安堵したのです。それ以降、朝鮮半島には、
同盟国のアメリカの軍隊と大韓民国が存在する
ことで、近代以来の宿願であった、朝鮮半島に
敵対勢力が入るのを防ぐという、一貫した日本
の国防方針が担保されました。歴史上初めて、
日本の安全保障を委ねられるような、信頼に足
る勢力が朝鮮半島に生まれたということになる
のではないかと思います。

以上のような意味で、終戦前後というのは極

めて大きな転換点でしたが、もちろんそのような俯瞰的な戦略的意味について、戦争末期の日本が考える余裕は毛頭なかったというのが現実でしょう。

中 島 日本にとっては本土決戦に至る戦争遂行そのものが、明治以来の国防のあり方について再考する過程となっていたわけですね。ここまで戦前から終戦までの日本の安全保障のあり方について議論いただきましたが、こと終戦前後をめぐるのは、連続性と非連続性をどう見るのかなど問題が諸々あるかと思います。これについて楠先生はいかがでしょうか。

楠 波多野先生と庄司先生が話しになった通り、朝鮮半島の帰趨が日本の安全保障に大きく作用するという考えは、そんなに変わっていなかったという気がします。少なくとも1950年位まで、吉田首相はもとより外務省も朝鮮半島の動向を安全保障の観点からかなり注視していました。吉田首相は、朝鮮半島と日本を含めた中立化、非武装化が可能かということを考えていますし、安全保障に関する外務省のアイデアでも、朝鮮半島は重要な位置におかれ、日本と一体化させて考えるという性格が強いものでした。

日米安保条約においても、安保改定の段階で問題になったのは、米軍の朝鮮半島出撃に関する事前の協議でした。さらにそれ以前に、安保条約の付属協定である吉田・アチソン交換公文で、日本は朝鮮戦争に際して結成された国連軍にひきつづき便宜を供与することを約束しています。日米安保条約は朝鮮半島の安全保障を視野に入れていました。そうした意味で、朝鮮半島の安全保障が日本のそれに連動しているという感覚を、少なくともアメリカは持っていたし、

また日本でも指導者達はある程度持っていたと思います。

戦前との非連続性を挙げるとすれば、一つは沖縄の戦略的重要性です。アメリカの太平洋戦略のなかで、アリューシャン列島から日本列島を経て沖縄、そしてフィリピンという、島嶼ラインを確保するということが非常に重要でありまして、沖縄はその中心的な位置に存在しました。日本は、そうした沖縄の戦略的重要性を暗黙の前提とし、アメリカのプレゼンスが沖縄を含めた太平洋の島嶼地帯にあるということ踏まえたうえで、自身の安全保障を考えていました。

もう一つは、地域的な安全保障の枠組みをどう作るかということです。戦前でも何度かそういう試みはありましたが、戦後の外務省は新憲法の下で自衛力を保有できないとなったときに、地域の枠組みによって日本の安全保障を確保することを、ある種の理想形として模索しました。こうした点も、日本の安全保障をめぐる議論として興味深い点だと思います。

連合国側から見た戦争終結の構図

中 島 ここまで、日本の戦前から戦後にかけての安全保障をめぐる地政学的な議論をいただきましたが、戦後秩序について考える上では、当然のことですが連合国側の視点から見た世界観が前提となります。そこで、よりグローバルな視野に立って、連合国側から見た終戦の構図について細谷先生からお話いただければと思います。

細 谷 グローバルな視点で、とりわけ連合国側の終戦の構図ということですが、私の歴史認識および関心として、いかにして日本史と世



細谷雄一（慶應義塾大学教授）

慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了。博士(法学)。北海道大学専任講師、敬愛大学専任講師、プリンストン大学客員研究員、パリ政治学院客員教授などを歴任し、2010年に現職。専門は国際政治史・イギリス外交史。主な著作に『国際連合の誕生：戦後平和へのイギリスの構想と外交』（ミネルヴァ書房、2025）ほか。

界史というものを統合するかという視点が重要だということをこれまで考えてきました。これは言い換えれば、日本史の大きな出来事をいかに世界史のなかに埋め込むか、ということです。

そこで、連合側終戦の構図ということを考えますと、まず「連合側」とは何なのか、というところから見る必要があります。ご存知のように1942年1月1日に連合側宣言が発出され、アメリカ、イギリス、ソ連、中国（中華民国）の四大国がワシントンD.C.でこれに署名します。そして四大国に加えて、署名していないけれども賛同する国もあり、これを合わせて連合側「United Nations」ということになるわけです。ただ、この段階で「連合側」陣営は共通の軍事戦略に基づいて連携するような段階に至っていませんでした。この時、英米はワシントンD.C.での「アルカディア会談」において、具体的な戦略を調整していたのですが、ソ連はまだこの段階では参加していません。つまり、1942年から43年にかけて、各国は基本的に個

別に戦っていたのであり、それに従って終戦の構図、或いは戦後構想も個々に形成されていったのです。各国はこうした点を整合しようとしたとしても、実際には戦争の展開に応じて発言権や勢力圏、あるいは国境線に至るまで規定していくことになります。

それが1943年に至ると、太平洋戦線ではミッドウェイ海戦、そして、ヨーロッパ・地中海戦線ではスターリングラードの戦いと北アフリカのエル・アラメインの戦いがあり、連合側側の勝利が見えてきます。その段階で、漸く連合側側での調整が進んでいくことになります。すなわち英米ソ三国間での43年10月のモスクワ外相会議、11月のテヘラン首脳会談、およびカイロ英米中首脳会談が行われ、戦後秩序について連合側側で話し合いが行われました。

ここで興味深いのが、会議がカイロとテヘランに分かれたという点です。このことはつまり、ヨーロッパ戦線についての終戦、戦争指導および戦後構想と、アジア、東アジアのそれが分かれたことを意味しています。なぜこのようなことが起こるかという、まず日ソ中立条約があったことによって、ソ連は日本と直接交戦状態にない。従って、ソ連はこのアジアでは戦っていないので、当然ながらそこでの協議に参加しない。他方、中国はヨーロッパ戦線に参加していないので発言させたくない、ということで、会議が分かれたのです。

そして、このテヘラン会談とカイロ会談の分立は、戦争の終わり方の相違にも繋がりました。例えば、1945年5月8日・9日の欧州戦勝記念日・VEデーと9月2日の対日戦勝記念日・VJデーに分かれているのは象徴的ですが、このことは戦後の講和条約の形にも関わる大きな変化を生む源になっていきます。つまり、この43年以降、連合側側でいかに連携し、あるいは連

携しなかったかということが世界史的に重要な意味を持つてくるのです。戦線が二つに分かれるなか、4大国の間では戦後構想をめぐる整合的な協議が行われず、多くの場合、協議は2国間とりわけ英米で協議しているという状況でした。このようなあり方は連合国側の終戦の意図を見えにくくするため、日本側にも影響を与えました。例えば終戦段階で、日本がソ連の善意を期待して依拠したのはその良い例です。

中 島 連合国内の戦後構想をめぐる話し合いが、戦争の軍事的展開に沿って進められた結果、戦後秩序の軸が戦域によって複数に分かれてしまったわけですね。他方で日本側では戦時の秩序構想として大東亜共栄圏を打ち出しましたが、そこから戦後秩序に至る過程にはどのようなことがあったのでしょうか？

日本と連合国、それぞれの秩序構想

波多野 まず、安全保障の観点と国際秩序の構築という観点は、切り離して考える必要があります。戦時の国際秩序に関する日本の構想というと、日中戦争下の1938年に打ち出した東亜新秩序という概念があり、それが後に大東亜共栄圏に発展していった、という風に見られます。こうした観点からすると、東亜新秩序は出発から非常に閉鎖的で排他的な構想だったと思われがちですが、実際にはそうではありませんでした。というのも、東亜新秩序が現実の政治経済的に成り立つためには、自由貿易の原則が必要でしたし、日本はアメリカに貿易を大きく依存していました。そのため開放的な経済秩序として東亜新秩序を考えなくてはいけなかったわけです。その意味では、東亜新秩序構想というのは、全く閉鎖的な政治経済体制を目指した

わけではなかったということですよ。

ところが、1940年ごろ、ドイツとの枢軸提携が政治的に大きな意味を持つようになると、ドイツの地政学が輸入され、経済や思想へと影響が広がっていきました。さらに、三国同盟によって英米との経済的関係が閉ざされると、日本は貿易・投資の進路として、非常に排他的なアウトルキーのようなものを目指すようになりました。これらの文脈が大東亜共栄圏に繋がっていったのです。また、大東亜共栄圏は、国際秩序の構想として見ると、日本が指導国となり、共栄圏のなかの様々な国や地域を統制する、圏外との関係は指導国である日本がコントロールするというものでした。こうした根本的な違いが、東亜新秩序と大東亜共栄圏の間にはあると思います。

ただしこの大東亜共栄圏についても、1920年代のウィルソン主義に基づく民族自決の考えが依然として大きな力を持っていたこともあり、あからさまな植民地主義的な統治はできず、むしろ自決権のある程度認めざるを得ませんでしたし



楠綾子 (国際日本文化研究センター教授)

神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士(政治学)。関西学院大学国際学部准教授などを経て、2022年より現職。専門は日本政治外交史、安全保障論。主な著作に『吉田茂と安全保障政策の形成—日米の構想とその相互作用 1943～1952年—』(ミネルヴァ書房、2009年)ほか。

た。そのため、43年にビルマ・フィリピン・中華民国に対し形式的であったとはいえ、一応、民族自決の原則に則って独立を付与することになりました。また、インドネシアや仏領インドシナについて、最終的には間に合いませんでしたが、独立させる意図がありました。つまり日本は、いわば植民地なき帝国主義を目指しており、一方的な指導国理念に則った共栄圏のあり方とは異なる東アジアの秩序像が存在していたといえます。

それが大東亜会議と大東亜共同宣言です。当時、日本は解放戦争を呼号していましたが、その「解放」された地域の秩序というものは、家父長的な指導国理念に基づくものでした。そこで、1943年、重光外相の時代に、大東亜会議を開催して圏内の独立国に一定の平等な関係と経済面での「資源の開放」を戦後にもたらす、という構想が大東亜共同宣言として打ち出されました。この構想自体は全く影響力を持ちませんでしたが、戦後の英米的な国際秩序に繋がるような構想が、萌芽的にみられたということは、日本が戦後に国際秩序に参入していくうえで、



庄司潤一郎 (防衛研究所 研究顧問)

筑波大学大学院修士課程修了、修士(社会科学)。防衛研究所戦史研究センター長、同所研究幹事などを歴任。軍事史学会会長。専門は日本政治外交史。主な著作に共著『決定版日中戦争』(新潮社、2018年)ほか。

非常に重要であったと思います。

中 島 日本の戦時秩序構想のなかに、欧米側の戦後構想とある種共鳴する部分があったということかと思います。ここでもう一度、連合国側に目を転じたいと思います。細谷先生、けっきょく連合国はどのようにして国際秩序を作ったのでしょうか？ 先ほどは1943年の時点から戦後構想についての議論が始まったというお話でしたが、終戦前後の段階では、大國間の力学というのがどう作用していたのかも問題になるかと思います。

細 谷 終戦前後ということで、少し長めに時間を見ますと、この大國間政治の動き・展開がその後の東アジアの国際政治を作ったというのが私の印象です。もう少し詳しく申し上げると、1943年11月のカイロ会談の時点では、対日参戦していないソ連は出席せず、英米と中国だけで戦後の東アジアについての議論がなされました。さらに、事実としてイギリスのチャーチルも、戦後東アジア秩序を左右する重要な会話には参加していませんでした。というのも、ルーズヴェルトがチャーチルを外し、夕食の席で蒋介石、および宋美齡とだけで、戦後の東アジアの領土問題について意見交換をしたのです。この会談は、戦後の日本の運命を決めていく重要な協議となったわけです。ただし、これが夕食の席でのことであるのに加えて職業外交官が臨席していなかったこともあり、アメリカ政府側で記録が残っていないのです。

戦後東アジアの骨格を作るうえでもっとも重要であったカイロ会談で、外交のプロを伴った正式な英米中の協議ではなく、米中の首脳だけでカジュアルに話すという形がとられてしまった。これが、恐らく戦後東アジアの不幸の始ま

りでした。明確な文書化がされていなければ、確認するのは困難です。ルーズヴェルトが1945年4月に死去したこともあり、ある意味では、蒋介石の記憶だけで、歴史が構成されてしまった。それが、米国と中国双方の主張の違いの根源にあったと思います。

さらには、1945年2月になると今度はヤルタ会談が開催されます。ヤルタ会談には中国が出席しておらず、英米ソの三カ国のみで開催されましたが、ルーズヴェルトは再びチャーチルを外す形で、スターリンと密約を交わしました。ルーズヴェルトは植民地主義的なイデオロギーに対する反感もあり、またアメリカが植民地主義を擁護しているようにみられることへの警戒感もあり、イギリスのチャーチルを議論から意図的に遠ざけていたのです。結果、ヤルタではルーズヴェルトとスターリンの間だけで、ソ連の対日参戦などについて議論されました。つまり、カイロからヤルタに至るまで、正式の外交官が記録を残す形の協議とは異なる形で戦後秩序の骨格が決められたのであり、それが戦後の摩擦の大きな原因になっているといえましょう。

さらにいうと、1945年8月、日本がポツダム宣言を受諾した後に、戦後の東アジア秩序をどう作るかという、そもそもの枠組み自体が無かった。ポツダム会談では、戦後の処理に関しては、大国間の外相理事会（CFM；the Council of Foreign Ministers）で協議するという形に決まっていた。ところが、9月に1回目の会合をロンドンで行った際、ソ連がそもそもこのような枠組みに反対して、フランスが居るところでは日本の問題は議論しない、中国は大国とするべきではないなどと主張し、フランスと中国を排除しにかかりました。ソ連は「3大国」による交渉の枠組みを望み、イギリスはフランスを含めた4大国、アメリカは中国含め

て4大国ないしは5大国という枠組みを求めました。ですから、ヨーロッパ戦線と対日戦線でずれがあることによって、外相理事会の枠組みが決まらなくなってしまったのです。これは12月のモスクワの外相理事会で、ある程度、合意が図られました。この非常に不透明で曖昧な協議のプロセスが、戦後の混乱の源泉になっています。

もう一つ大きな問題は、これは今のウクライナ戦争に繋がってくる問題でもあるのですが、東アジアの戦後秩序の根幹となる理念として、勢力圏と民族自決のどちらを軸にするかということがあります。大西洋憲章、連合国宣言、そして国連憲章に基づくようなリベラルな国際秩序は、いわば民族自決を土台にしている、つまり植民地主義からアジアを解放することを意味していました。

一方で、勢力圏という考え方になりますと、これは勢力圏分割の問題になるので全く変わってきます。当然ながらソ連は、勢力圏分割を志向していたため、ヨーロッパの分割を決定づけた英ソ間のパーセンテージ協定と同様の勢力圏の設定を東アジアでも目指しました。一方、イギリスはフランスと同じく植民地主義の立場をとったため、やはり帝国としての勢力圏である東南アジアを取り戻そうとしましたが、戦争終結に至るまでの軍事的な関与の低さから発言権は限定的でした。また朝鮮半島では、民族自決の論理に基づいて事態は動いていたのですが、途中からここに米ソの勢力圏の思想が入ってきて、民族自決と勢力圏の両方が並立することになります。

つまり、戦争の終わり方によって戦後の秩序が創られるとすれば、アメリカはそれまでアジアと太平洋に巨大な勢力圏を創っていくプロセスであったわけであり、その勢力圏に日本は

入ったのだ、ということになります。このようにアメリカの戦後構想には、国家安全保障の観点に基づくアメリカにとって安全な勢力圏を作るという方針と、ウィルソン以降のリベラルな秩序に基づく民族自決の推進が併存していました。そのため、東南アジアにおいては民族自決を推進しながら、一方で韓国と日本においては、軍事基地を残すという形になりました。この大国のなかにおける民族自決と勢力圏という構想のあり方が混ざっているところに、東アジアの戦後秩序の難しさというのがあると思います。

サンフランシスコ講和条約下の戦後処理問題

中 島 国際秩序を形成する根底にある考え方の相違が連合国内にあって、それが実際の戦後構想のありように作用したということでしょうか。日本はそうした大国間で形成された秩序の構造を受け止め、そこに参加していったわけですが、そこで日本が取り組んだもう一つの主要な課題として、戦後処理の問題があるかと思えます。このサンフランシスコ講和体制に基づいて進められた戦後処理のあり方というものはどう考えられるでしょうか。

波多野 通常、サンフランシスコ講和体制という場合、やはり安保条約も一体となった体制を指すのだと思います。つまりサンフランシスコ講和体制は日米安保条約と一体となることで、日本の安全保障や国際社会への復帰、さらには中ソ両国の容認と合わさることで、アジア太平洋の国際秩序の平和と安定とその持続に長期にわたって寄与してきた、ということがいえます。

他方で、安全保障は別として講和条約だけを取り上げてみて、本来の講和条約の役割である

戦争に起因する諸問題を解決するためのシステムとして考えますと、幾つかの問題を残したと思います。サンフランシスコ講和条約には、全面講和か、あるいは単独講和かといった問題が論争となったように、全ての交戦国が参加しなかったことが、いくつかの問題を残しました。

一つは領土問題です。領土問題がソ連・中国・韓国との間に残りました。これは、日本がサンフランシスコ講和条約に調印した際、放棄する領土は明記したけれども、そこがどこに帰属するか明記しなかったことが、あとに尾を引いたという問題であります。

もう一つは戦争責任の問題です。これも講和条約第11条に一応書いてあるのですが、それでも例えばイタリアとの平和条約やベルサイユ平和条約のように、日本の戦争責任を明確にしていないということがあります。そのため、誰が一体、本当の戦争責任者なのか、そうでないのかが曖昧にされてきたのです。

三つ目は賠償問題です。サンフランシスコ講和条約は賠償に関して、それを日本に求める国が二国間で交渉するということになっていました。確かに個別に交渉して、賠償問題がそれぞれ解決していった、大体70年代の初めまでには解決できたとされます。これは日本にとってはあまり大きな経済負担とならずに対応できたと思います。

そしてもう一つ大きな問題が、植民地問題と講和条約の関係です。サンフランシスコ講和条約に際して、韓国は日本の植民地として蒙った被害補償の請求権を要求して日本に賠償を求めようとしたのですが、講和条約は交戦国間の条約であって、植民地問題を処理する仕組みではないために、韓国の請求権に応えることができませんでした。そこで日韓双方が折り合って経済協力という形で解決していったのですが、残っ

た問題として、これは韓国に限らないのですが、企業や団体を含む「個人」の請求権をどうするかということがありました。講和条約や東南アジア諸国との平和条約、賠償協定では、個人の請求権や個人に対する賠償請求はできない仕組みになっています。ところが、90年代に入ると、中国や韓国から個人が国家、つまり日本に賠償請求を求めるといった動きが起こってきました。これにはそれなりの理由があるのですが、そうした「個人」に対する請求権・賠償請求にどのように対応したらいいのかという問題が、現在まで残っています。例えば慰安婦や731部隊の問題、或いは強制労働の問題は、全て1990年代に起こってしまっていて、いまだに残っているということです。

中 島 講和条約と戦後処理の関係について、特に賠償問題を中心に現代に連続する視点から整理いただいたかと思います。他方で、講和条約にソ連や中華人民共和国などが参加しなかったことに象徴されるように、日本の戦後処理を語るうえで、冷戦という背景・文脈もまた欠くことができません。そうした同時代の内外情勢と講和条約の関係については、どのように読み解くことができるでしょうか。

庄 司 サンフランシスコ講和は、全面か片面かという問題があり、さらに朝鮮戦争も重なって、日本の国内の世論が激しく分かれてしまう契機となりました。その分断というのは今も解決されていませんし、その背後にある、サンフランシスコ講和条約を起源とした「国内冷戦」といわれるイデオロギー対立も本質的には継続しているように思われます。この点、例えば分断国家となった西ドイツは、イデオロギー的に許容できない東ドイツと対峙することに

なったため、イデオロギー上の対立構造は比較的に弱くなったとみられます。例えば、戦後西ドイツでは共産党が禁止されました。

しかし、日本ではサンフランシスコ講和条約を機に国内のイデオロギー対立が深まったのではないかと思われるのです。さきほどサンフランシスコ講和条約というのは賠償と安全保障とで分かれていたのだというお話がありましたが、私はやはりその二つ、賠償と安全保障とはリンクしていたと思います。結局サンフランシスコ講和は、日本にとって「寛大な」講和だったわけですが、その要因には、ドイツを再軍備に走らせてしまった過酷なベルサイユ講和条約という歴史の教訓とともに、共産主義にどう対抗するかという安全保障の観点がありました。つまり、米国は安全保障上、日本を反共の基地にする必要があり、それを阻害するような過大な賠償は避けねばならないということで、周囲の諸国にプレッシャーをかけてまとめていったわけです。もちろん、すでに述べられたように、フィリピン等々と賠償協定を個別に結ぶことになりましたが、それでもやはり安全保障上の要因によって賠償・講和が促進されていったことは非常に大きいと思います。考えてみると、ドイツの場合も、西ドイツがフランス等西側諸国と和解できたのは、冷戦により東側と対峙しているという安全保障上の危機感が背景にあったことが大きいわけで、やはりこれも冷戦という安全保障が作用したのです。和解にとっては、道徳面だけではなく、安全保障や経済といった現実主義的要因も大きな影響を及ぼしています。

中 島 安全保障が戦後処理の帰結やあり方に非常にビビッドに作用しているのですね。いまお二人からサンフランシスコ講和をめぐる戦後処理の問題について賠償問題、安全保障など

議論いただきましたが、楠先生はいかがお考えでしょうか？ 先生は講和条約の過程について日米交渉との関係から研究されています。

楠 戦争に起因する問題点を解決する枠組みとして講和条約は必要であったわけですが、アメリカはそれにくわえて講和条約によって西側の結束を図る、日本を西側に迎え入れてアジア太平洋の国際秩序を構築するという目的も追求しました。「ヴェルサイユの教訓」とともにそれが日本にとっては「寛大な講和」に繋がりました。

講和会議に招待されなかった中国や韓国、賠償交渉が必要となった東南アジア諸国など、アジア諸国との関係構築については講和条約だけでは不可能で、以降20年間の日本外交は講和条約が残した問題の処理にかなりの労力を費やすことになりました。そういう意味で、講和というのは不完全な枠組みだったのだと思います。

先進国、欧米諸国との関係もまた、講和条約だけでは解決できなかった部分が多々あります。例えば、戦後日本が、自由貿易の枠組みに加入しようとしたとき、英連邦やフランスはかなり消極的でした。講和条約は日本に政治的、経済的な制限を加えないことを原則としましたが、それだけに日本のGATT加入への抵抗は強かったといえます。また、日本の在外資産の処理については、例えば中立国にあった財産が原則として没収の対象となり、それが旧日本軍の捕虜となった連合国兵士への補償に充てられることになりました。日本から見ればそれは国際法に反する決定であり、不満が残りました。つまり、先進国との関係も講和条約で全部リセットというわけにはいかなかったのです。こうした問題点は残したものの、全体として対日講和条約は、安全保障を含めて西側に日本を迎え入

れることを西側諸国に受け入れさせ、アジア太平洋地域の国際秩序の基盤として機能したといえると思います。

サンフランシスコ講和条約と国際連合、日米同盟

中 島 これまで戦前・戦時の秩序や安全保障について日本がどう考えていたか、また米国など連合国側がどう秩序を形成しようとしていたかというところからサンフランシスコ講和条約までご議論いただきました。そこで、ここからはその条約に基づいて構築された、サンフランシスコ体制と国際連合や日米同盟の関係についてお話しいただけたらと思います。

楠 サンフランシスコ講和条約に関していえば、日本は国連憲章第2条に掲げる義務を受諾する、国連憲章第51条の集団的または個別的自衛権を有すると規定されています（第5条）。そして、日米安保条約の前文には、日本が自衛のために漸増的に責任を負うことを期待する、と書かれています。講和条約と日米安保条約をトータルに読めば、日本は基地を提供してアメリカからの安全保障の提供を受け一方で、日本は自衛力を整備することになります。

恐らくこの条約の構造を一番意識していたと思われるのが芦田均でした。つまり、日本が加盟しているかどうかはともかく国際社会の一員として国連憲章を遵守し、なおかつ西側の一国として冷戦を戦う、その義務を果たすために再軍備は必要であるという議論です。しかし、芦田の考えは国内的には不評で、世論はその方向に全く動きませんでしたし、日本政府の政策もそうした整理されたわかりやすいものにならなかった点が非常に面白いところです。

もう一つ、講和条約が寛大な内容で、日本の再軍備に対する規制も全くありませんでしたので、オーストラリアやニュージーランド、フィリピンといった諸国は共産主義勢力の脅威に対する防護と同時に、日本に対する安全保障を米国に求めることになりました。結果として各国は米国と個別に二国間または三国間の相互防衛条約を結んで安全保障の提供を受ける形になりました。つまり、講和条約をきっかけにして、所謂ハブ & スポークス型システムが構築されたのです。アメリカから見れば、日米安保条約、米比相互防衛条約、ANZUS条約は三位一体のもので、それから2、3年後には、米韓、米華（台湾）間でも相互防衛条約が結ばれます。これがシステムとして一体化されていたかどうかはまた別の問題ですが、米国を一方の当事者とする同盟関係が、サンフランシスコ講和条約をきっかけとして構築されたことは重要でしょう。

中 島 サンフランシスコ講和条約をきっかけとすることで、米国を軸とするアジアと太平洋地域にまたがる米国の同盟ネットワークが、日本も含めて構築されていったわけですね。細谷先生は国際連合について長らく研究されていて、近々『国際連合の誕生』と題した国際連合の構築過程について書籍の刊行を予定されています。この国際連合史という視点と合わせて、国連と日米安保やサンフランシスコ講和条約との関係についていかががお考えでしょうか？

細 谷 すこし視野を広げて見ると、国際連合と対日講和条約、いずれもサンフランシスコでの会議、つまり二つのサンフランシスコ会議を経て戦後秩序が成立しています。この二つの会議が、戦後の東アジア秩序を作る柱になっています。一つ目の、すなわち国連憲章を起草す

るために開催された1945年のサンフランシスコ会議は先ほど触れた通り、ウィルソン主義的な伝統を継承し、理想主義に基づくグローバルでリベラルな秩序を作るものでした。一方でサンフランシスコ講和条約は、国境線の画定や戦後処理を進める一方で、アメリカが強い指導力でもって東アジア地域における優位性を持つ、ということを確認する条約でもありました。ただし、そこではソ連・中国が署名はおろか起草にすら参加していませんでした。

このように二つの会議は非常に対照的だったわけですが、この対照性は、1945年の時点では大国間協調がまだ可能であったことを明確に物語ってもいます。当時、米ソ間では交渉による協調が実現し、1945年6月の国連憲章制定にこぎつけました。しかし、1951年のサンフランシスコ会議の時点では、大国間協調という枠組みでは東アジアの戦後秩序を創れなくなっていた。いうまでもなく、当時は朝鮮戦争のさなかであり、武力衝突によって冷戦の緊張が高まるなか、同じサンフランシスコ会議という名を冠しながら、6年間を隔てて非常に対照的な会議となったのです。

一方で、もう一つ重要なポイントとして、両会議どちらにもジョン・フォスター・ダレスが深く関与したということがあります。共和党の上院議員であったダレスは、特に孤立主義者が多い上院共和党のなかで積極的に国連創設に向けて努力してきました。またサンフランシスコ講和条約においては、トルーマン大統領の國務省顧問として、条文の起草を主導しました。こうしたダレスの関与によって、可能な限り憲章と条約が整合した内容になったのです。ダレスとしては、このサンフランシスコ講和条約に、ソ連・中国が入っていないとしても、可能な限り普遍主義的かつリベラルな、国連憲章の精神

と整合するものとなるように努めたのだらうと思います。そもそも起草された時期、署名された時期も異なれば、署名した構成国も違う、この国連憲章とサンフランシスコ講和条約は、戦後80年永らえて、いまだに世界の秩序の骨格となっています。国際連盟規約が20年で崩れていったことを考えると、普遍主義的な秩序原理と地域におけるアメリカの優位性という、二つの統合的な秩序原理を土台にしたということが、サンフランシスコ講和の体制が80年続いてきた重要な要素であったと考えます。

また同時に、この二つの秩序構想は、実は日米同盟を支える非常に重要な役割を担ってきました。日米同盟が国連システムとサンフランシスコ講和条約というシステムに基づいていたとして、ではなぜ国連憲章が重要かという、やはりリベラルな平和という秩序像があったためです。先ほど波多野先生がベルサイユ講和条約との違いをご指摘されましたが、日本は第一次世界大戦後のドイツと同様の懲罰的な過酷な講和条件を押し付けられませんでした。国連憲章というよりリベラルな平和というものを土台としたことは、日本にとって、戦後日米同盟という形で国際社会に復帰するのに望ましい環境を形成するものでした。

変容をきたす東アジア秩序の中での安全保障とは

中 島 第二次世界大戦と、戦後の秩序構想、安全保障について、それぞれの点で様々な角度からお話を頂きました。では、「日本の安全保障と東アジア秩序の変容」という広いテーマではございますが、それぞれの皆様からお話を頂ければと思います。

波多野 終戦70年のときを思い起こしますと、当時から中国はカイロ宣言体制を国際秩序の一つの柱に訴えてきていました。しかし、サンフランシスコ講和に中国は参加していないうえ、積極的に支持していません。そこで、中国が依拠する国際秩序像の法的な根拠を求めるとすればそれがカイロ宣言です。これが根拠であるとする二つ理由があります。一つはカイロ宣言が、日本の侵略主義・軍国主義を否定し、日清戦争以降の日本が獲得した領土を中国に戻すべきだと述べた点です。もう一つは、第二次世界大戦の解釈の仕方です。中国にとって、第二次世界大戦は抗日戦争であるとともに反ファシズムの戦争でありまして、カイロ宣言は中国がアジアでその一翼を担ったという解釈の根拠なのです。だからこの二つの理由によって、中国はカイロ宣言が戦後国際秩序の柱であるとしてその正当化を図っています。一方、日本にとって国際秩序の根拠は、日米によって築かれたサンフランシスコ講和体制です。このサンフランシスコ講和体制と中国の解釈の間には大きな乖離があって、中国はカイロ宣言を根拠に、アメリカによって築かれた国際秩序に挑戦してくる懸念があるということを上記しておきたいのです。そうした自らの正統性を追求する議論を積み重ねていくことで、中国はアメリカが戦後築いてきた国際秩序、講和条約体制に挑戦するとともに、最終的にはカイロ宣言こそが正統な秩序の根拠として世界で受け入れられることを期待しているように思われます。

庄 司 今の波多野さんの話に関連していいますと、この第二次世界大戦の歴史的位置付けについては依然として議論があります。中国は、東アジアで抗日戦争に勝った勝者としての権利があると言っているわけですが、ヨーロッパで

は2014年のクリミア併合以来、ロシアに関する第二次世界大戦の見方を修正する議論が出てきました。第二次世界大戦におけるロシアの位置付けとして、ソ連はナチの侵略を受けて最大の被害を受けたが、そこから立ち上がってナチズムを倒しヨーロッパを解放する最大の貢献をしたのだ、というソ連の大祖国戦争史観が従来通説としてありました。これに対し、EUは2019年に第二次世界大戦の歴史認識に関する新しい決議を出しました。決議は、第二次世界大戦の原因は、ヒトラーとスターリンが指導する二つの全体主義国家にあり、かつ両者とも人類史上稀に見る虐殺行為を行ったということを指摘しています。そして、ドイツは敗戦によってそのことを償ったのに対し、ロシア・ソ連は、全くそれを償うことのないまま、自らを正当化する言説を広げている。それに西側は対応していかねばならない。こういう風なことをEUは決議で述べているのです。これは歴史解釈の劇的な見直しであり、大きな衝撃を与えるものでした。というのも、かつてドイツにおいて、歴史家論争などで、ナチスのホロコーストは比較不可能であり人類史上相対化できないといった議論がなされており、隔世の感があります。つまり、EUの決議はスターリニズムをナチズムと同一のものとして位置付けることによって、これまでの議論を修正しているわけです。そうした、第二次世界大戦の歴史的な位置付けの再検討が、今後も進んでいく可能性があります。いずれにしても、現在のロシアによるウクライナの侵略を通して、第二次世界大戦に関するこれまでの様々な見方をもう一度再検討する機会があってもよいと思います。

細谷 波多野先生が提起されている「複合戦争」の議論（太平洋戦争は日中、日米、日英、

日ソの4つの複合的戦争とみなす議論）を踏まえますと、この第二次世界大戦が非常に複合的な性質を持っていることによって、連合国は完全な形で意見を一致させる機会が殆どありませんでした。そのため、それぞれの戦域について発出される戦後構想が全く異なる性質のものになりました。例えばカイロ宣言は、基本的には米英中、特に米中で決めたもので、ソ連は入らず、また敵国である日本も受諾したわけではない。一方で、カイロ宣言の受諾を規定するポツダム宣言については日本が受諾したことになるのですが、ここには領土の規定が含まれます。すなわち、北海道・本州・四国・九州および、我々の決定する「小諸島」が日本の主権の及ぶ範囲になるとされています。つまり宣言ではこの小諸島が何を指すのか決まらず、その後のサンフランシスコ講和条約で決定されることになりました。しかし、そうすると講和条約はアメリカの主導の下で日本も関与して作られることになるため、少なくとも米中がカイロで決めたことが、そのまま現実の国境画定に反映されたわけではないということになります。

つまり、戦後東アジアの国境については、カイロ宣言からポツダム宣言第8項に繋がり、そこからサンフランシスコ講和条約へと反映され、そこで決まったことが戦後の秩序の根源となる、これが日本政府の立場であるのみならず、自然な解釈であろうと思います。一方で、サンフランシスコ講和会議には、起草と署名の段階で中国は入っておりません。更にはカイロ宣言の時点での中国とは国民党政権です。蒋介石の国民党政権は米国の同盟国として一定の価値を共有していましたが、これが毛沢東の共産党であった場合、同じような形で米中の戦後秩序を作っていたかといえば、恐らくそうではなかったでしょう。そうすると1943年のカイロ、1945

年のポツダム、そして、1951年のサンフランシスコという形で、それぞれの発出する主体、起草する主体が異なり利害も異なってくるわけです。さらに、その複雑な利害の錯綜のなかで、大国が各々の都合が良い文言を利用したことが、戦後秩序に齟齬を生じさせた、というのが恐らく現在に至る戦後秩序の本質的な問題なのだろうと思います。第二次世界大戦における複合的な性質というものが、このように各大国が戦後秩序について恣意的に発信することを必然的に可能としてしまっているのです。

他方で、大国が自らに都合の良い物語（ナラティブ）を作ることによって、各々が一定程度の納得できる秩序像が並立できたというのも、今の実態だと思います。そこに一定の摩擦の原因と同時に、柔軟性というものも生まれ、現在に至るまでの戦後秩序の安定性の土台になっているのです。この複合性を内包した戦後秩序が動揺しつつあるという現在の状況に、日本がどう向き合うかという問題が、いかにセンシティブで敏感であるか、そしてまたそういう困難な問題に我々は向き合っている、ということを理解しなければいけないと思います。

楠 カイロ宣言について今議論しておりますが、中国はサンフランシスコ講和条約に関して、日本の沖縄に対する潜在主権は認められていないと主張しています。実際、沖縄に対する日本の潜在主権という文言は講和条約のどこにも入っていません。中国はそこから尖閣の領有権について問題提起したわけですが、現在はさらに沖縄に対して関心を示しています。こうしたことは戦後秩序をめぐる解釈の問題の複雑さを物語っているように思いました。

また先ほどの、第二次世界大戦の複合的な性格が、大国間の埋めがたい溝を作り出すと同時

に、各国の柔軟な対応を可能にしているという細谷先生のご指摘に関連して、大西洋憲章の領土不拡大の原則は一つの論点になると思います。すなわち、日本はその領土不拡大方針に期待して戦後日本の領土について議論したわけですが、当のアメリカは領土不拡大の原則を追求する姿勢をとったわけでは必ずしもなくて、ヨーロッパでもアジア太平洋でもロシアの事実上の領土拡大を黙認しています。力の現実が普遍的な理念を捻じ曲げた実例ですが、これを、場合によっては力を用いてでも、是正しようとはしなかったことが重要だと思います。このように第二次世界大戦後の世界秩序は、理念と現実の対立をはらみつつ調和させたことによって生まれたというのが実際です。その点を踏まえて日本も議論する必要があると思います。

庄 司 日本の戦争終結の形態がドイツのそれと大きく異なるのは、戦う相手が殆どアメリカであったことで、交渉相手もアメリカに限定されていた点です。だから、ドイツのような複雑な戦争終結の過程を歩まずにいられたのだと思います。これが、より多くの国々、中国、ロシア等々の利害関係が絡んでいたら、多分そう簡単に終戦を迎えることはできなかった。その意味では日本にとっては大変な僥倖であったわけです。他方で、そこを起点として生まれた戦後体制のあり方は、アメリカ以外の国にとっては、なかなか承服しがたい面もありました。ですから、戦後の歩みというのは、文字通り「終戦」であった、そうした特殊な戦争の終結形態を遺産として受けたことで成り立っている部分もあると思います。

楠 交渉相手がアメリカに限定されたこと、戦争が終わったタイミングなどいずれも非

常に重要でした。米国との関係について、もう一つ指摘するとすれば、日本にとっての戦後秩序、安全保障の考え方は、要するに、アメリカとは戦争しないというシステムを作るということにありました。アメリカと二度と戦争しないというシステムを作り、そこに自らの生存を依拠していったものだという事だったと思います。

歴史の「イフ」から考える—— 朝鮮戦争の歴史的意義

庄 司 この機会にお聞きしたいことがあります。朝鮮戦争は日本の戦後安全保障について見ると、非常に大きな意味合いを持っていたわけですが、もしこれがなければ日本の戦後の歩みというのは、全く違う歩みをしていただろうかと思っています。戦後日本の安全保障において、朝鮮戦争はどのように位置付けられるのか、ご意見があったら教えていただきたいと思っています。

中 島 楠先生はご論考において、1950年4月の池田ミッションの際、アメリカでは対日講和をめぐる軍と国務省の対立があったものの、日本から講和後の基地提供の申し出があったため、その対立は解消されて講和に至った、というのが大筋の流れであると明らかにされていたかと思っています。そこで朝鮮戦争という要因について考えますと、当時の米軍内ではまさに朝鮮戦争の勃発を理由に、講和を先延ばしにする意見が出ていたようです。そして、対する国務省側のダレスは、日本と講和してこれを独立させる流れを止めるべきではない、と先延ばしに反対した、というのが私の理解です。そうすると、朝鮮戦争が起きていなかったら、どのような展

開になっていたと考えられますか？ 楠先生いかがでしょう。

楠 どうでしょうか。ソ連抜きで講和するという方針で、アメリカは動いていましたので、朝鮮戦争が起きなかった場合においても、時間はかかったとしても講和は早晚結ばれていたと思います。ただ、中国をどうするかという問題は、より難しくなっていたかもしれません。中国共産党政権、中華人民共和国は、朝鮮に人民志願軍を送り込んで「国連軍」と戦闘状態に入り、徹底的に米国と対立することになりました。米国政府は講和会議に共産党政権を招待することに断固反対し、イギリス政府と鋭く対立しましたが、「国連軍」に敵対する政権と講和条約を結ぶことに少なくとも国際的正統性は認めにくいわけですから、その点において米国の主張はある程度の正当性がありました。朝鮮戦争がなかった場合、共産党政権を正統の中国として認めない、講和会議に招待しない、という決定は猛烈に難しくなったと思います。

細 谷 米国では1950年春にNSC68が出て、ソ連のグローバルな軍事的な脅威に警戒・対応することになり、それに沿ってダレスが日本と韓国を訪問したところ、その後朝鮮戦争が始まりました。ですから、朝鮮戦争の勃発は、その直前までに見られたアメリカの国家安全保障観の急速な変化を、まさしく証明するような出来事であったと思います。

他方で、むしろ私の関心は、戦後にアメリカが掲げていた所謂「Offshore Islands Chain」と呼ばれる防衛態勢、つまりアリューシャン列島から島嶼連鎖で防衛するという、アチソンラインに繋がる構想が、朝鮮戦争を契機として米軍を大規模に前方展開・駐留させる戦略へと転

換したことにあります。つまりは、朝鮮戦争があったがために、米軍が前例のない規模で東アジアの前方に展開する防衛態勢がアジア、次いでヨーロッパで進んだということになります。なぜこのことに関心をもつかというと、現在の米国の安全保障は、トランプ大統領が在韓米軍縮小を考えているという話にもみられるように、朝鮮戦争前に構想されていた Offshore Islands Chain、すなわちアチソン演説の時代へと戻りつつあるのではないかと考えるためです。

つまり、戦後の安全保障のあり方は決して必然的に規定されたわけではなく、様々なグラデーションがあるなかで、期せずして様々なイベントが重なり繋がりがあったうえに、現在の秩序が構築されていったのです。ですから現在の安全保障体制が不変というわけではなく、これからも変化していくものなのです。

他方で、楠先生の指摘された、アメリカと戦争しない体制という戦後日本の安全保障の見方は、北岡伸一先生が論じられた安保改定に基づく「1960年体制」の議論に照らして考えると、非常に意義深いように思いました。つまり、戦後日本においては、防衛政策を国内政治的に確立していくプロセスが内政と外交の連動するなかで進んでいったのですが、これが楠さんの指摘される、「アメリカと戦争しない体制」を創るというプロセスであったと考えると、非常に腑に落ちる、大きな示唆のある話だと思いました。

庄 司 まず、東アジアにおける伝統的な安全保障環境の地政学的変化です。中国が共産圏に組み込まれただけではなく敵対的な関係になった結果、日本は東アジアから離脱することになりました。さらに、アメリカの介入によって、日本は歴史上常に直面していた大陸の脅威

から初めて解放されることになりました。朝鮮半島を敵対勢力に支配されるという、近代以来の日本の悪夢ということを考えますと、朝鮮戦争に米国の参戦したということはそれ自体が非常に大きかった。それによって日本は軽武装の戦後安全保障政策をとることができました。

もう一つは、アメリカと戦争しない体制という論点についていいますと、日米同盟の起源としての意味合いです。朝鮮戦争は、日米関係が極めてシリアスな雰囲気から、後の同盟の基盤となるような相互理解の方向、すなわち敵国から同盟国に転換する契機だったということがいえます。第二次世界大戦での苛烈な戦いを経て、アメリカ側の対日感情は極めて悪かった。それが、朝鮮戦争における掃海艇の派遣をはじめとする日本の多大な貢献は、戦局の帰趨に大きな影響を及ぼしただけではなく、日米関係を敵国から同盟国へと転換させる起源になったと思われる。「日本はある程度信頼できる」という認識がアメリカ側に芽生え、最後には「昨日の敵は今日の友」とアメリカから語られるようになりました。そうした心理的な面でも朝鮮戦争は大きかったと思います。

立 川 現在の日本の安全保障問題は、やはり終戦から戦後にかけての状況に基づいているというところに難しさがあるということだろうと考えます。つまり、東アジアの戦後秩序は、必ずしもアジアの状況を完全に理解しない大国間の、妥協や矛盾をはらんだ力学のもとで構築されたわけで、いふなれば現在の日本はその後遺症ともいえるべきものに直面しているわけです。そのため、問題の解決にあたっては、改めてそのような歴史的・構造的な問題を直視し、向き合うことが問われているといえます。



立川京一 (防衛研究所 戦史研究センター長)

上智大学大学院外国語学研究科博士後期課程修了、博士(国際関係論)。防衛研究所戦史部助手を経て、2023年より現職。専門は軍事史、国際関係史、フランスの安全保障。主な著作に『第二次世界大戦とフランス領インドシナ：日仏協力の研究』(彩流社、2000年)ほか。



中島信吾 (防衛研究所 戦史研究センター戦史研究室長)

慶應義塾大学大学院博士課程修了、博士(法学)。防衛研究所戦史研究センター安全保障政策史研究室長などを経て、2023年より現職。専門は日本政治外交史。主な著作に『戦後日本の防衛政策：「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』(慶應義塾大学出版会、2006年)ほか。